

令和8年 No.50

○国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程の制定

○国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

理事・副学長の職務分担の見直し並びに国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部の廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部・広報基金本部を設置すること並びに編集委員会の構成員の見直し並びに文言整理に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年4月8日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月9日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸寿

令和8年規程第16号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）
- (2) 東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年規程第14号）
- (4) 東京学芸大学メールマガジン発行規程（平成24年3月8日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程（平成29年規程第21号）

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年4月9日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木 幸寿

令和8年規則第29号

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則（平成29年規則第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の見直し並びに国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学戦略評価本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (点検評価責任者) 第3条 点検評価の責任者として、点検評価責任者を置く。 2 点検評価責任者は、<u>副学長（法人戦略担当）</u>をもって充てる。 (大学での実施体制) 第4条 大学において点検評価に必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>戦略評価本部</u>（以下「本部」という。）が行う。 〔省略〕 (大学における諸活動等の点検評価) 第7条 大学における諸活動等の点検評価に係る実施対象は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 〔省略〕 2～3 〔省略〕 4 大学における諸活動等の点検評価を行う責任者は、所定の期日までに自己点検結果を<u>戦略評価本部長</u>に提出する。 5～8 〔省略〕 〔省略〕 (本部員等の義務) 第18条 自己点検評価の実施にかかわる<u>戦略評価本部員</u>その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u>	〔省略〕 (点検評価責任者) 第3条 点検評価の責任者として、点検評価責任者を置く。 2 点検評価責任者は、<u>理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）</u>をもって充てる。 (大学での実施体制) 第4条 大学において点検評価に必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>全学戦略・広報本部</u>（以下「本部」という。）が行う。 〔省略〕 (大学における諸活動等の点検評価) 第7条 大学における諸活動等の点検評価に係る実施対象は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 〔省略〕 2～3 〔省略〕 4 大学における諸活動等の点検評価を行う責任者は、所定の期日までに自己点検結果を<u>全学戦略・広報本部長</u>に提出する。 5～8 〔省略〕 〔省略〕 (本部員等の義務) 第18条 自己点検評価の実施にかかわる<u>全学戦略・広報本部員</u>その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。 〔省略〕

この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

東京学芸大学基金管理運営規程についての一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学広報基金本部を設置すること並びに文言整理に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （基金の構成） 第4条 基金は、寄附者が基金に繰り入れることを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ繰り入れたもの並びに<u>これらの運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）</u>（以下「寄附資産等」という。）をもって構成する。 〔省略〕 （現物資産活用の基金） 第13条 第5条に掲げる事業の支援を、現物資産による寄附を受け入れて当該資産を有効活用して行うものは、現物資産活用の基金とする。 2 現物資産活用の基金は、他の寄附資産等とは独立して管理するものとする。 3 現物資産活用の基金に繰り入れた資産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に繰り入れるものとする。 4 学長は、現物資産活用の基金の運用状況等を記載した基金明細書を作成し、監事の監査を受けた後で毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年間保存するものとする。 （管理運営） 第14条 基金の管理運営に関する<u>重要事項の審議は、役員会において行う。</u>	〔省略〕 （基金の構成） 第4条 基金は、寄附者が基金に繰り入れることを指定した寄附資産及びその他の寄附資産のうち基金へ繰り入れたもの並びに<u>これらの運用による果実（以下「寄附資産等」という。）</u>をもって構成する。 〔省略〕 （現物資産活用の基金） 第13条 第5条に掲げる事業の支援を、現物資産による寄附を受け入れて当該資産を有効活用して行うものは、現物資産活用の基金とする。 2 現物資産活用の基金は、他の寄附資産等とは独立して管理するものとする。 3 現物資産活用の基金に繰り入れた資産の運用による果実（当該果実をもって取得した資産を含む。）は、当該基金に繰り入れるものとする。 4 学長は、現物資産活用の基金の運用状況等を記載した基金明細書を作成し、監事の監査を受けた後で毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に提出するとともに、その写しを、当該基金明細書を作成した日の属する年度の翌年度の開始の日から5年間保存するものとする。 （東京学芸大学基金会議） 第14条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。 （1）基金の運営に関する事項 （2）現物資産活用の基金への受入れ及びその運用に関する事項 （3）現物資産活用の基金に受け入れた寄附資産の運用によって生じた果実の使途等の管理及び運用に関する事項 （4）委員の選任に関する事項 （5）事業計画及び資金に関する事項

2 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金の事業計画及び資金に関する事項
- (2) 基金の受入れ及び運用に関する事項
- (3) その他基金の管理運営に関する事項

(資金管理)

第15条 資金管理については、次のとおりとする。

- (1) 基金に専用の口座を設ける。
- (2) 会計は、財務・研究推進部財務課が処理する。

第16条 〔省略〕

(庶務)

第17条 基金の管理運営に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、国立大学法人東京学芸大学広報基金本部（以下「本部」という。）及び役員会の議を経て学長が定める。

(6) 規程の改正に関する事項

(7) その他基金に関し必要な事項

2 基金会議の委員は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 財務・研究推進部長
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

3 基金会議に、必要に応じて基金獲得推進チームを置くことができる。基金獲得推進チームに関する事項は、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第15条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、総務を所掌する理事をもって充てる。

(委員長及び副委員長の任務)

第16条 委員長は、基金会議を総括し、代表者となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理となり、任務を遂行する。

(会議)

第17条 基金会議は、委員長が招集し議長となる。

(1) 基金会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

(2) 基金会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(3) 議決を要する事項については、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金管理)

第18条 資金管理については、次のとおりとする。

- (1) 基金に専用の口座を設ける。
- (2) 会計は、財務・研究推進部財務課が処理する。

第19条 〔省略〕

(庶務)

第20条 基金会議の庶務は、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

(補則) <u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、基金について必要な事項は、<u>本部</u>の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	<u>第22条</u> この規程に定めるもののほか、基金について必要な事項は、<u>基金会議</u>の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕
---	---

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程についての一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学広報基金本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正						現 行							
〔省略〕						〔省略〕							
(東京学芸大学ウェブサイト)						(東京学芸大学ウェブサイト)							
第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。						第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。							
2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。						2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。							
(1) オフィシャル・ウェブサイトは、https://www.u-gakugei.ac.jp/で始まるURLをもつもの（https://www.u-gakugei.ac.jp/~が付くものを除く。）とする。						(1) オフィシャル・ウェブサイトは、https://www.u-gakugei.ac.jp/で始まるURLをもつもの（https://www.u-gakugei.ac.jp/~が付くものを除く。）とする。							
(2) その他のウェブサイトとは、https://www.u-gakugei.ac.jp/~を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとする。						(2) その他のウェブサイトとは、https://www.u-gakugei.ac.jp/~を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとする。							
3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 (臨時公式ウェブサイト)						3 前項各号に定めるウェブサイトの管理・運営については、別表のとおりとする。 (臨時公式ウェブサイト)							
第3条 災害及びICT／情報基盤センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト（https://sites.google.com/site/gakugeiweb/）を設置し、 <u>国立大学法人東京学芸大学広報基金本部</u> （以下「本部」という。）が運営・管理する。						第3条 災害及びICT／情報基盤センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト（https://sites.google.com/site/gakugeiweb/）を設置し、 <u>国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部</u> （以下「本部」という。）が運営・管理する。							
〔省略〕						〔省略〕							
別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）						別表 ウェブサイトの管理運営（第2条第3項関係）							
		第2条第2項第1号			第2条第2項第2号				第2条第2項第1号			第2条第2項第2号	
区分（※1）		I	II	III	IV	V	区分（※1）		I	II	III	IV	V

サーバ管理責任 (※2)	I C T／情報基盤センター				
CMS管理責任 (※3)	<u>広報基金本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
構造デザイン (※4)	<u>広報基金本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
内容責任更新作業	<u>広報基金本部</u>	各部署	教育インキュベーションセンター	各部署	個人
URL	www. u-gakugei. ac. jp www. u-gakugei. ac. jp/XXX/			www. u-gakugei. ac. jp/^XXX/	
別サーバを使う場合のURL	XXX. u-gakugei. ac. jp 他				
サイト・ページの代表例	公式サイト			附属学校・園，センター，プロジェクト，推進本部，委員会，事務組織，研究組織，教育組織，他関連組織等	教員・学生の独自サイト
	トップページインデックス的ページ	各部署コンテンツ	ブランディングコンテンツ		

※1 I～Ⅲの区分については，広報基金本部のガバナンスの下，広報基金本部と担当部署において協議の上，決定する。

サーバ管理責任 (※2)	I C T／情報基盤センター				
CMS管理責任 (※3)	<u>全学戦略・広報本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
構造デザイン (※4)	<u>全学戦略・広報本部</u>		教育インキュベーションセンター	各部署	個人
内容責任更新作業	<u>全学戦略・広報本部</u>	各部署	教育インキュベーションセンター	各部署	個人
URL	www. u-gakugei. ac. jp www. u-gakugei. ac. jp/XXX/			www. u-gakugei. ac. jp/^XXX/	
別サーバを使う場合のURL	XXX. u-gakugei. ac. jp 他				
サイト・ページの代表例	公式サイト			附属学校・園，センター，プロジェクト，推進本部，委員会，事務組織，研究組織，教育組織，他関連組織等	教員・学生の独自サイト
	トップページインデックス的ページ	各部署コンテンツ	ブランディングコンテンツ		

※1 I～Ⅲの区分については，全学戦略・広報本部のガバナンスの下，全学戦略・広報本部と担当部署において協議の上，決定する。

※2 サーバ管理責任とは、主に本学サーバの構築・運用・保守に関わる管理責任のことをいう。 ※3 CMS管理責任とは、専門知識がなくても、ホームページの更新・運営ができるシステムであるCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)に関わる管理責任のことをいう。 ※4 構造デザインとは、構成、レイアウト、システム構築管理、HTML・CSSなどのコーディングを行うことをいう。 なお、情報の収集、ライティング、グラフィック作成、ウェブサイト(見せ方)修正提案等は、「内容責任・更新作業」担当者が自身で作成するか、担当者の責任で外部業者に委託する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	※2 サーバ管理責任とは、主に本学サーバの構築・運用・保守に関わる管理責任のことをいう。 ※3 CMS管理責任とは、専門知識がなくても、ホームページの更新・運営ができるシステムであるCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)に関わる管理責任のことをいう。 ※4 構造デザインとは、構成、レイアウト、システム構築管理、HTML・CSSなどのコーディングを行うことをいう。 なお、情報の収集、ライティング、グラフィック作成、ウェブサイト(見せ方)修正提案等は、「内容責任・更新作業」担当者が自身で作成するか、担当者の責任で外部業者に委託する。
--	--

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：編集委員会の構成員の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>基金</u>を所掌する副学長 (2) 学生支援を所掌する副学長 <u>(3)</u> 学務課副課長 <u>(4)</u> キャリア支援課副課長 <u>(5)</u> 総務課広報・基金室長 <u>(6)</u> その他委員長が必要と認めた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和8年4月9日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>情報</u>を所掌する副学長 (2) 学生支援を所掌する副学長 <u>(3) ICTセンター専任教員</u> <u>(4) 情報基盤課副課長</u> <u>(5)</u> 学務課副課長 <u>(6)</u> キャリア支援課副課長 <u>(7)</u> 総務課広報・基金室長 <u>(8)</u> その他委員長が必要と認めた者 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学全学広報基金本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第2条 オフィスは、東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、<u>広報基金本部</u>と連携をとりながら入試広報を進め、継続的に優秀な学生を確保することにより、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （目的） 第2条 オフィスは、東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、<u>全学戦略・広報本部</u>と連携をとりながら入試広報を進め、継続的に優秀な学生を確保することにより、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学広報基金本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (広告の募集) 第4条 <u>広報基金本部</u>は、広告掲載の募集を随時行うことができる。 (広告掲載の手続き) 第5条 広告掲載を希望する者は、国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。 2 前項の申請を受けたときは、<u>広報基金本部</u>の議を経て役員会において第3条の基準に基づき掲載の可否を決定し、結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 (広告の規格及び掲載料) 第7条 広告媒体に掲載する広告の規格、掲載料及び掲載期間は、<u>広報基金本部</u>が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (広告の募集) 第4条 <u>全学戦略・広報本部</u>は、広告掲載の募集を随時行うことができる。 (広告掲載の手続き) 第5条 広告掲載を希望する者は、国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。 2 前項の申請を受けたときは、<u>全学戦略・広報本部</u>の議を経て役員会において第3条の基準に基づき掲載の可否を決定し、結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 (広告の規格及び掲載料) 第7条 広告媒体に掲載する広告の規格、掲載料及び掲載期間は、<u>全学戦略・広報本部</u>が別に定める。 〔省略〕